

指名停止措置の概要

1. 経過等

大成建設株式会社の従業員は、東海旅客鉄道株式会社発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」における、令和5年4月18日に発生した作業員の負傷事故について、所轄の鰍沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、これを提出しなかったこととして、労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日付けで鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

2. 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

大成建設株式会社

代表取締役社長 相川 善郎

東京都新宿区西新宿一丁目25-1

(2) 指名停止期間

令和6年5月31日～令和6年6月30日（1か月）

3. 指名停止措置理由

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負（委託）契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内